

○ 第2章 配偶者からの暴力対策の現状

1 法改正と県の取組の経緯

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者暴力防止法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護が開始されました。

平成16年5月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針の策定、都道府県の基本計画策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月に施行されました。

さらに、平成19年7月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充や市町村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月に施行されました。

本県では、配偶者暴力防止法の施行に伴い、平成14年4月に女性相談所を配偶者暴力相談支援センターと位置付け、被害者の相談への対応、一時保護等を実施することとしました。また、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を設置し、関係機関の連携協力を図るとともに、パンフレットの作成等により、県民への啓発を行うこととしました。

平成17年12月には、改正法に基づき、重大な人権侵害である配偶者からの暴力を防止し、被害者の適切な保護を図るために施策を総合的に実施するため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を定め、関係機関と連携を図りながら、それぞれが主体的に取り組むこととしました。こうした中で、男女共同参画推進センターぴゅあ総合を補完的な配偶者暴力相談支援センターと位置付け、相談体制を強化したほか、講演会等の開催による県民への啓発、研修会等による関係機関職員の資質向上などを図っています。

【平成19年7月の配偶者暴力防止法の改正内容】

1 保護命令制度の拡充

① 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てが可能に。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになりました。

② 被害者に対する電話・電子メール等が禁止に。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになりました。

- | | |
|------------------------------|--|
| 1. 血合のない親族等の住所等を公表することなど | 6. 汚物：動物の死体等の著しく不快、又は嫌悪感を与える物を送りつけるなど |
| 2. 行動の監視に関することを告げることなど | 7. 名誉を害することなど |
| 3. 著しく粗野・古暴な言動 | 8. 性的羞恥心を害することを言う、性的羞恥心を害する文書や写真などを送りつけるなど |
| 4. 無言電話、連続しての電話、FAX、メール | |
| 5. 夜間（午後10時～午前6時）の電話、FAX、メール | |
- (※4、5ともに緊急やむを得ない場合を除く)

③ 被害者の親族等も接近禁止命令の対象に。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになりました。

2 市町村基本計画の策定

都道府県のみに義務付けられていた、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となりました。

3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

① 市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となりました。

② 被害者の緊急時における安全の確保が、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されました。

4 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令に関する通知

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発したこと及びその内容を、被害者が相談等をした配偶者暴力相談支援センターに通知することとなりました。

2 被害者支援の状況

配偶者暴力防止法や国の基本方針、県の基本計画による施策の推進により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について一定の成果が上がるとともに、この問題に関する社会の認識も高まっています。

しかしながら、本県における配偶者からの暴力に関する相談・支援の件数は年々増加しており、相談に至らない、潜在的な被害者も数多くいると考えられることから、そうした被害者にも支援の手が届く環境整備を行っていく必要があります。

(1) 相談

本県における配偶者からの暴力に関する相談は、主に配偶者暴力相談支援センターが受けるほか、警察本部の山梨県警察総合相談室や各警察署でも受けています。

配偶者暴力相談支援センターとしては、女性相談所、男女共同参画推進センターぴゅあ総合の2施設があり、女性相談所が平日の相談を受けています。男女共同参画推進センターぴゅあ総合が平日（月曜日は除く。）及び土日・祝日の相談を受け、県全体としては、配偶者からの暴力に関する相談に、平日・休日を問わず対応できる体制を整えています。

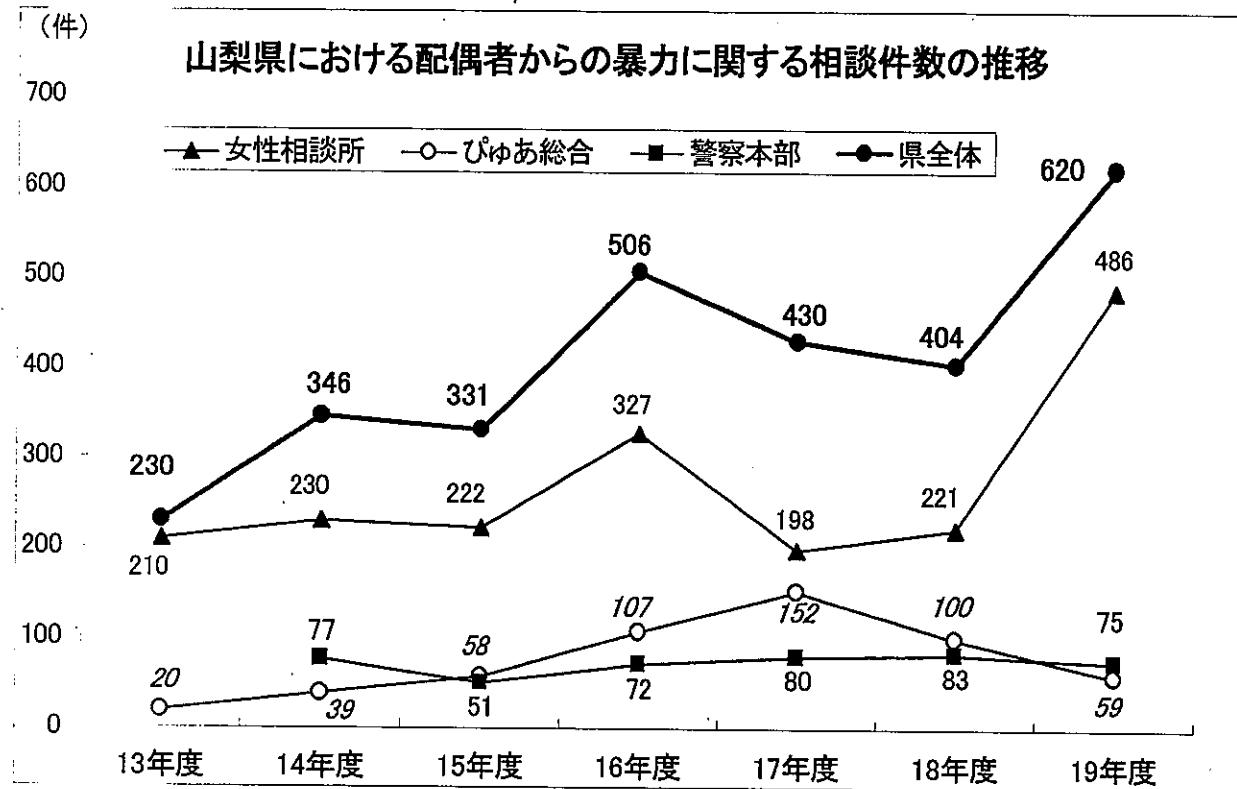
また、その他の県内の相談窓口としては、甲府地方法務局の「女性の人権ホットライン」や地域の福祉事務所、「こころの電話相談」（精神保健福祉センター）、法テラス山梨などがあります。

本県の配偶者暴力相談支援センターが受けた配偶者からの暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の制定後、面接相談の約4割から5割、電話相談の約3割を占め、面接・電話を合わせた全相談件数は、平成19年度には545件と、平成14年度の相談件数（269件）の約2倍となっています。前年の平成18年度の321件と比較しても約1.7倍であり、特にこの数年で著しく増加しています。

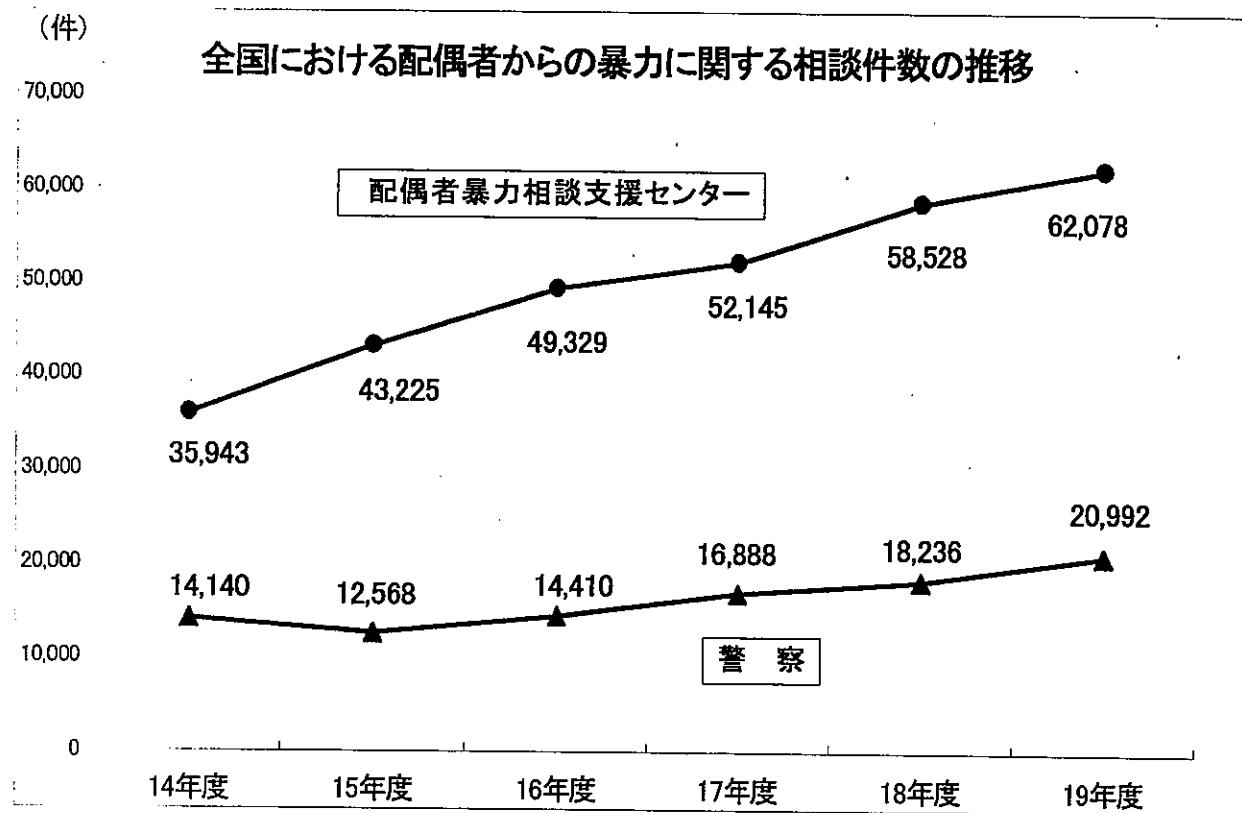
また、山梨県警察本部が受けた配偶者からの暴力に関する相談件数を合わせた平成19年度の県全体の相談件数は、620件と、平成18年度404件の約1.5倍となっています。

配偶者からの暴力に関する相談件数の増加は、本県だけの傾向ではなく、全国の配偶者暴力相談支援センターが受けた相談件数（平成19年度62,078件。平成14年度の35,943件と比較して1.7倍）、全国の警察における対応件数（平成19年度20,992件。平成14年度14,140件と比較して1.5倍）の大幅な増加から見ても、全国的にも配偶者からの暴力が顕在化していることがうかがえます。

ちなみに、内閣府の調査によると、平成14年度から19年度に全国で受け付けた性別相談件数は、女性299,384件（99.4%）、男性1,864件（0.6%）となっており、相談者は圧倒的に女性です。



※女性相談所、男女共同参画課、警察本部(生活安全企画課)調べ。警察本部の平成13年度については、配偶者からの暴力に限定した集計をしていないため未記入とした。



※平成20年度内閣府パンフレットより(配偶者暴力相談支援センターの件数は内閣府調査、警察件数は警察庁の調査によるもの。)

平成19年度中に山梨県の配偶者暴力相談支援センターに相談した
被害者の状況（加害者との関係、言語、障害の有無）
(※本人からの相談の場合のみ)

被害者と加害者の関係

(内閣府調べ)

	合 計	女性	男性	内訳(加害者との関係)				離婚済	
				配偶者					
				届出あり	届出なし	届出有無不明			
来 所	136	136	0	121	10	0	5		
電 話	159	156	3	151	4	1	3		
合 計	295	292	3	272	14	1	8		

日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

	合 計	内訳(被害者が主に話す言語)					
		女性	男性	タイ語	カーロク語	中国語	インドネシア語
来 所	9	9	0	1	5	2	1
電 話	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9	9	0	1	5	2	1

障害をもつ被害者からの相談件数

	合 計	女性	男性
来 所	3	3	0
電 話	0	0	0
合 計	3	3	0

(2)一時保護

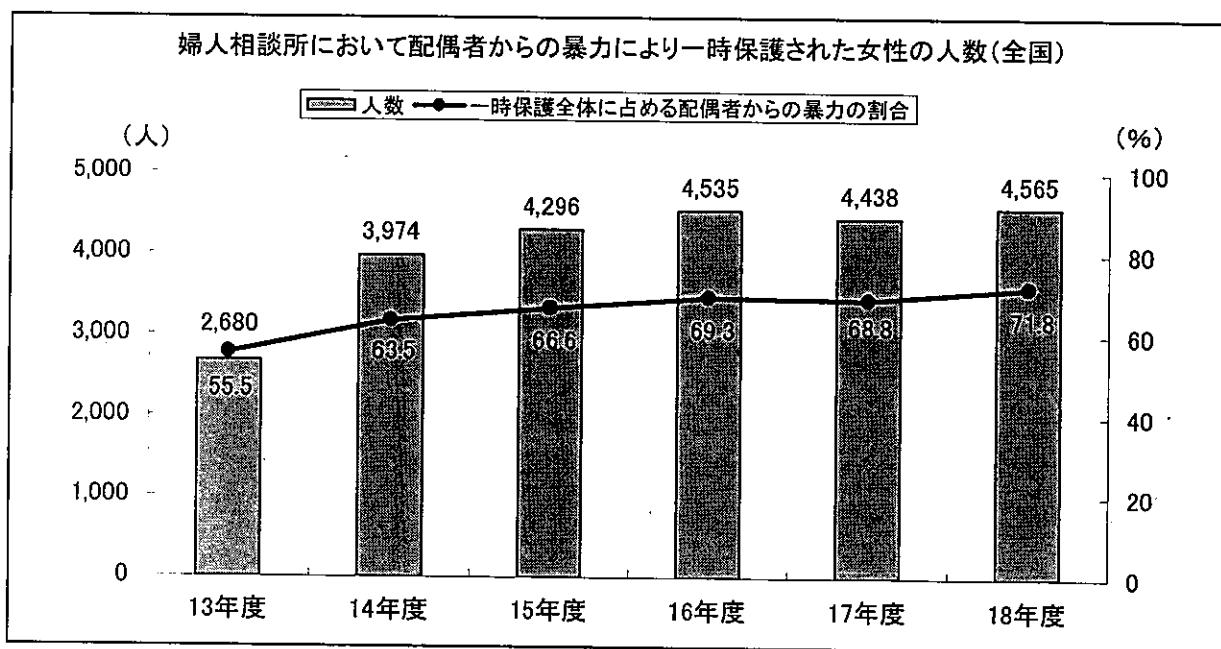
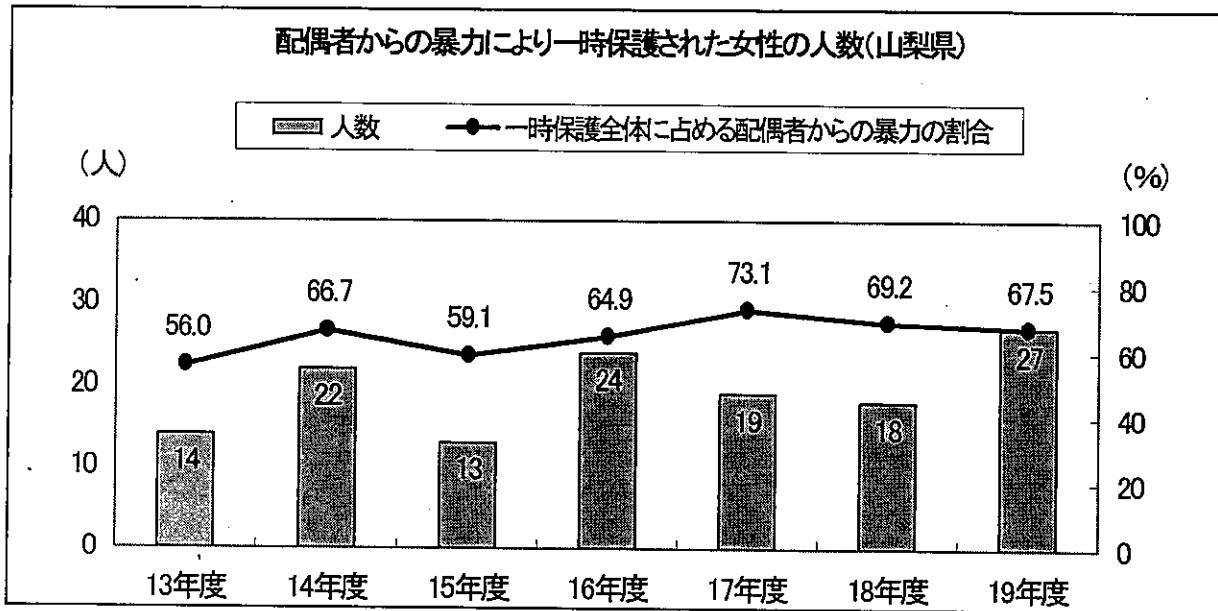
被害者本人の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、被害者及び同伴する家族の一時保護を行い、傷ついた心身の健康を回復させるためのケア等、必要な支援を実施しています。

本県では、被害者の一時保護は女性相談所が実施しています。近年、配偶者からの暴力を理由とする一時保護は増加しており、平成19年度には27人と、過去最多となりました。

また、27人のうち、14人が子どもを同伴しており、1歳から中学生まで23人の子どもが母親とともに一時保護されています。学齢児の学習指導や未就学児（3歳から6歳）の日中一時保護など、児童相談所との連携を図りながら保護に努めています。

一時保護は、本人からの直接の申出のほか、警察や市町村、児童相談所等を経由して行われています。その入所期間は平均7.6日となっており、経済的困窮や退所後の行き先が決まらないなどの理由により、4か月といった長期にわたることもあります。

今後も、被害者及び同伴する家族一人ひとりの状況に応じ、その意思を尊重しながら、心身のケアと安全確保に努めていくことが必要です。



(3) 保護命令

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が保護命令制度を利用するための支援を行っており、情報提供や助言等を行うほか、特に中心的な配偶者暴力支援センターである女性相談所では裁判所等へ出向く被害者への同行支援も実施しています。

なお、甲府地方裁判所管内で出された保護命令件数は、平成13年10月から平成20年3月までの間で81件となっており、その内訳は、次のとおりです。

地方裁判所管内別保護命令件数（平成13年10月～平成20年3月）

(資料:最高裁判所事務総局民事局)

	保護命令発令件数													却下	取下げ等
		(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合						(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合			(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)				
うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの	①接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	②接近禁止命令・退去命令	③接近禁止命令・電話等禁止命令	④接近禁止命令のみ	⑤退去命令のみ	⑥電話等禁止命令(事後発令)	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な子への接近禁止命令と同時	①被害者への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	②事後的な子への接近禁止命令と同時	①被害者への接近禁止命令と同時	②事後的な親族等への接近禁止命令			
全国	11,553	77	18	1,862	69	5,204	34	1	76	0	4,216	25	44	4	691 2,237
甲府	81	0	0	8	0	58	0	0	0	0	15	0	0	0	10 18

* 使用数値について

平成18年3月までの数値は各裁判所からの報告に基づく概数。

平成19年1月以降の数値は速報値。

DV防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。

(4)自立支援

被害者が自立して生活することを促進するため、配偶者暴力相談支援センターは、就業の促進や住宅確保、援護等に関する制度の利用等について被害者に情報提供を行っており、特に、中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所では、関係機関と連携する中で総合的な支援を実施しています。

被害者は、「配偶者からの暴力」という重大な人権侵害により、やむを得ずそれまでの生活の場から離れ、新たな場所で自立した生活をしていくことを余儀なくされています。

女性相談所では、被害者の状況に応じ、生活保護制度をはじめとした様々な福祉施策の活用について、被害者に対し利用を勧めるとともに、関係機関に対しては、支援に当たり、まず、被害者が置かれた特殊な状況を十分理解し、様々な制度の利用や公的サービスを速やかに講ずることができるよう、積極的に働きかけています。

なお、一時保護所退所後の住居対策としては、平成18年2月に配偶者からの暴力の被害者に対する新規募集県営住宅への優先入居や入居資格要件の緩和が実施され、同年5月には一時的な住まいとしてのステップハウスが確保されています。

ステップハウスは、現在までに7組（被害者及びその同伴する家族）が利用しています。

3 配偶者からの暴力に対する県民の意識

平成17年度に本県が実施した男女共同参画に関する県民意識・実態調査において、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人（女性649人、男性685人）に、配偶者からの暴力の実態等について質問しました。

それによると、結婚生活の中で配偶者から何らかの暴力を受けた経験がある人は、男性19.1%、女性30.7%、また、配偶者からの暴力により命の危険を感じたことがある人は、男性1.0%、女性6.5%、配偶者からの暴力によりケガをして医師の治療を受けたことがある人は、男性0.1%、女性3.9%となっています。

「平成17年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」より

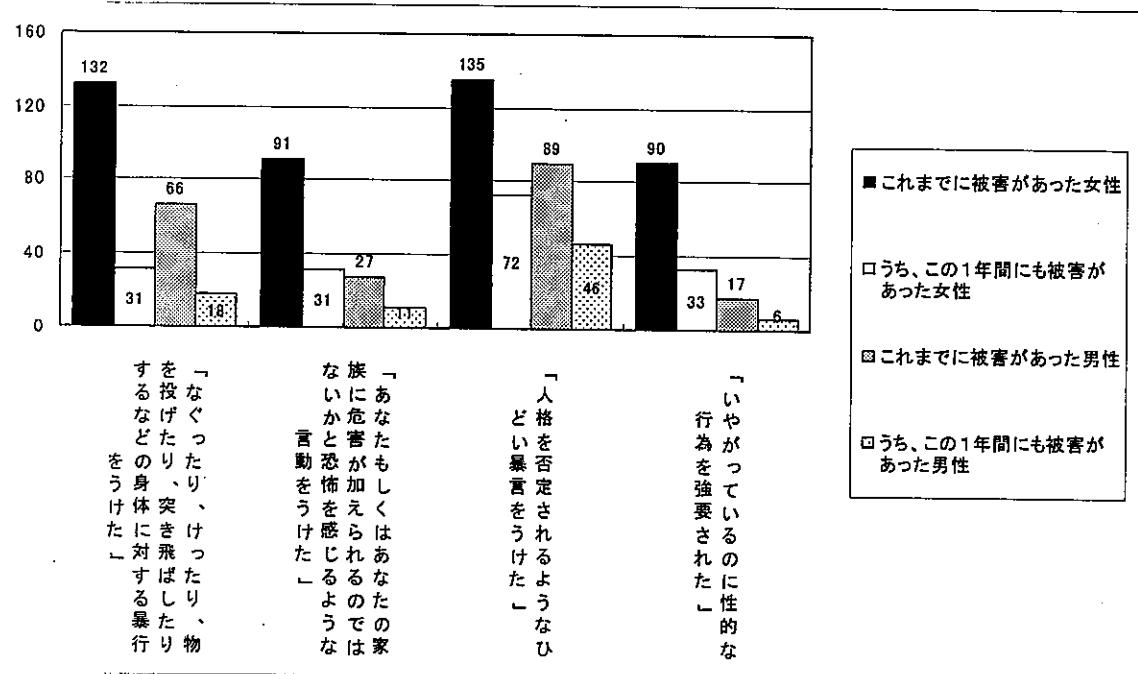
	A 配偶者からの暴力に関する質問の対象者	B 配偶者からの暴力被害の経験がある	B欄の被害によって命の危険を感じたことがある	B欄の被害によりケガをして医師の治療を受けたことがある
女性	649人	199人 30.7%	42人 6.5%	25人 3.9%
男性	685人	131人 19.1%	7人 1.0%	1人 0.1%

A：現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人

B：身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人（実人数）

配偶者からの暴力被害に関する設問回答数

「あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。」



4 配偶者からの暴力の定義

配偶者暴力防止法では、「配偶者からの暴力」とは、「配偶者」からの「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいい、配偶者からこうした暴力を受けた後に、離婚等をした場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける暴力を含むものとしています。

「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方から見た相手方を言いますが、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含んでおり、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含んでいます。

「身体に対する暴力」とは、「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」とされており、具体的には、刑法上、暴行罪又は傷害罪に当たるような行為を指します。刑法上の傷害罪は、生活機能に障害を与えることをいい、身体的な障害のほか、例えば、被害者がP T S D（心的外傷後ストレス障害）などの精神的な障害を受けた場合にも、「身体に対する暴力」に当たり得ると考えられます。

また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、身体に対する暴力に当たらぬいわゆる「精神的暴力」（例えば、人格を否定するような暴言を吐くことや交友関係を細かく監視すること等）又は「性的暴力」（例えば、避妊に協力しない、性行為を強要する等のことです。刑法上の脅迫に当たるような言動もこれに該当します。

なお、保護命令制度並びに配偶者からの暴力の発見者による通報等、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、「精神的暴力・性的暴力」は対象とならず、「身体に対する暴力」と「生命等に対する脅迫」だけが対象となっています。